

# 311子ども甲状腺がん裁判記③

白石 草 (ウェブメディア「OurPlanet-TV」代表)

17歳から27歳の若者7人が東京電力を提訴した裁判の様子を追います。

## 2

022年5月に第1回目の口頭弁論期日を迎えた「311子ども甲状腺がん裁判」。9月と11月に2回目と3回目の口頭弁論が行われ、科学的な論戦が本格化している。

この間、原告側の弁護団は、放射線被曝と原告の甲状腺がんとの因果関係を判断するにあたって、「疫学」に基づくべきだと主張してきた。

疫学とは、人間の集団を対象に観察を行い、病気の発生原因などを研究する学問だ。過去の公害裁判や原爆症認定訴訟などでも、この疫学が因果関係の立証に使われてきた。原因物質に暴露した人と、暴露していない人の2つのグループに分けて、病気を発症した人の割合を比較することで、因果関係があるかどうかを見る。

この疫学によって、放射線被曝が原因で原告が甲状腺がん罹患した割合を、数字で割り出すことができるのだ。これを「原因確率」と呼ぶ。11月9日に行われた第3回口頭弁論では、岡山大学大学院の津田敏秀教授の意見書をもとに、原告一人ひとりの原因確率が明らかにされた。大気汚染やじん肺といった過去の公害などに比べ、はるかに高い90%を超える数字だ。ここまで高い数字が出たからには、因果関係を認め



第3回口頭弁論期日には、環境ジャーナリストのアイリーン・美緒子・スミスさんも京都から駆けつけ、東京地裁前でのリレートークに参加した。

るべきだ。弁護団はそう主張した。

一方、被告・東京電力側は、原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）の報告書をもとに、原告は甲状腺がんを発症するほどの被曝はしていないと主張している。また、福島県で甲状腺がんが多数見つかった原因は、精度の高い検査によって、治療の必要のない「潜在がん」が多数見つかったとするUNSCEARの記述をそのまま引用している。

これに対し原告側は、UNSCEARが推計している放射線量よりはるかに高い線量を被曝している可能性を次回期日以降、主張していくとしている。

ところで、9月には新たな原告が加わった。小学6年生の時に震災に遭い、一昨年度県民健康調査の4回目の甲状腺検査でがんが見つかった女性だ（仮名Hふゆき）。原告の若者たちは6人から7人に増えた。

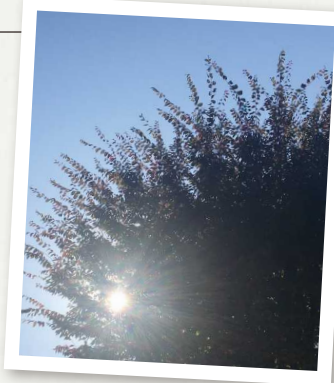
## 7人の若者のダイアリー

ふゆき（20代女性・写真も）

昨年9月、「311子ども甲状腺がん裁判」の原告として追加提訴しました。甲状腺がんと診断を受けた時、私の頭は真っ白になりました。今までの検査では「大丈夫」と言われていたのになぜ？ そればかりでした。今まで何もしてこなかったから、その報いを受けているのだと自分を責める毎日が続きました。

そんな時、父から子ども甲状腺がん裁判の存在を聞きました。「自分以外にも苦しい思いをしている人たちがいるんだ」と知り、話を聞いた上で参加を決意しました。

口頭弁論前日に、近くの公園で見上げた東京の空。



最初は「今まで適当にやってきた自分が、裁判なんかに参加してもいいのかわからない」と悩んだこともありましたが、でも、そんな事を考えたところで、何も変えることは出来ません。誰に何を言われようとも、どんな結果になろうとも挑む。今までにない覚悟で決意を固めました。

プライベートでは、今も甲状腺がんのことを人に話すことは出来ません。でも、同じ経験をした原告の仲間には自然と話すことが出来、ここが自分のいるべき場所なんだと感じるようになりました。この場所を守るという意味でも、最後まで私は戦います。

